札幌駅前通りに侵略的外来生物として日本全国を始め世界中で問題となっているニセアカシアを街路樹として100本植える計画の撤回を求める署名

2011 年春に生物多様性を損なう侵略的外来生物として要注意種に指定されているニセアカシアを札幌駅前通りに 100 本植える計画(うち 80 本は札幌市、20 本は札幌開発建設部が担当)が進められています。

ニセアカシアは北米原産の広葉樹ですが繁殖力が大変強く、日本全国の河川敷や森林で繁茂しているとして問題となっています。海外においても侵略的外来生物として駆除の対象とみなされています。従来ニセアカシアがなかった地域での繁茂が問題となり北米でも駆除が行われているほどです。

札幌でもニセアカシアの街路樹から落ちた種は除雪によって雪堆積場に運ばれ、雪解けとともに河川に流れこみ河川敷での盛大な繁殖を引き起こしている可能性があります。蝶などの昆虫の中には特定の植物の葉しか食べないものがいます。ニセアカシアによって在来種の植物が減少すれば、そういった昆虫は生息できません。仮にある種の昆虫が絶滅すれば、それを捕食している生物も生息できなくなります。ニセアカシアは札幌の固有の風物詩とはいえず観光資源としての価値も認められません。新たに植樹をすれば札幌市民の環境意識の後進性を世界に宣言することにもなりかねません。緑の保全等環境問題に取り組む市民団体や研究者が、樹種の変更を求める申し入れを行いましたが、札幌市は計画を進める姿勢を崩していません。

いまニセアカシアを植えることは、環境首都・札幌宣言を行った札幌市にふさわしくない選択です。計画の撤回ならびに、札幌の在来種を街路樹として採用するように強く求めます。

氏 名	住所

取り扱い団体 集約先 〒001-0901 札幌市北区新琴似 1-2-3-24 問合せ**☎**011-765-6404 担当 中村 智子

札幌駅前通りに侵略的外来生物として日本全国を始め世界中で問題となっているニセアカシアを街路樹として100本植える計画の撤回を求める署名

2011 年春に生物多様性を損なう侵略的外来生物として要注意種に指定されているニセアカシアを札幌駅前通りに 100 本植える計画(うち 80 本は札幌市、20 本は札幌開発建設部が担当)が進められています。

ニセアカシアは北米原産の広葉樹ですが繁殖力が大変強く、日本全国の河川敷や森林で繁茂しているとして問題となっています。海外においても侵略的外来生物として駆除の対象とみなされています。従来ニセアカシアがなかった地域での繁茂が問題となり北米でも駆除が行われているほどです。

札幌でもニセアカシアの街路樹から落ちた種は除雪によって雪堆積場に運ばれ、雪解けとともに河川に流れこみ河川敷での盛大な繁殖を引き起こしている可能性があります。蝶などの昆虫の中には特定の植物の葉しか食べないものがいます。ニセアカシアによって在来種の植物が減少すれば、そういった昆虫は生息できません。仮にある種の昆虫が絶滅すれば、それを捕食している生物も生息できなくなります。ニセアカシアは札幌の固有の風物詩とはいえず観光資源としての価値も認められません。新たに植樹をすれば札幌市民の環境意識の後進性を世界に宣言することにもなりかねません。緑の保全等環境問題に取り組む市民団体や研究者が、樹種の変更を求める申し入れを行いましたが、札幌市は計画を進める姿勢を崩していません。

いまニセアカシアを植えることは、環境首都・札幌宣言を行った札幌市にふさわしくない選択です。計画の撤回ならびに、札幌の在来種を街路樹として採用するように強く求めます。

氏 名	住所

取り扱い団体	集約先	〒001-0901	札幌市北区新琴	似 1-2	2-3-2
			問合せて	3 011-7	65-6404
			担当	中村	智子

ニセアカシアを特定外来生物に指定することを強く求める署名

2005年6月、国は、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)を施行しました。

この法律で特定外来生物と指定された動植物は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが厳しく 規制されるとともに、違反した場合には、法人であれば一億円以下、個人でも300万円以下の罰金が 科せられるなど、環境への外来生物の拡散を防ぐ厳しい法律となっています。ニセアカシアは明治時代 にヨーロッパを経由して日本に持ち込まれた北米原産の広葉樹です。繁殖力が非常に強く、鉱毒や表土 の喪失などで緑化が困難な土地の緑化植物として日本全国で使われてきました。しかし、生物多様性が 持続可能な自然環境の保全に欠かせないとの認識が確立した現代において、ニセアカシアの脅威的な広 がりは看過できないところまで来ています。北海道札幌市においては、市の中央部を流れる 1 級河川の 豊平川をはじめ市内のほぼすべての川でニセアカシアの繁殖が確認されているほか、手稲山、藻岩山、 円山、の山地でもニセアカシアの林が形作られており、在来種で構成された森林への侵入定着が多数報 告されています。土木工事後の法面緑化のために植えられたニセアカシアの種が河川や山林に広がった と考えられます。石狩市では住宅地の空き地や放置された造成地にニセアカシアが大量に生えています。 北海道ばかりでなく日本全域での生態調査が進めば、ニセアカシアの生態系に及ぼす深刻な影響はさら に明らかになるでしょう。ニセアカシアは生態系等への悪影響が確認されているにもかかわらず、緑化 植物ということで現在は外来生物法の規制対象とならない要注意外来生物となっています。そのため、 在来樹種による森づくりの活動に携わる市民は侵入したニセアカシアを発見しても処理することが難し く、人為的にニセアカシアの種がまかれる事を法的に防ぐこともできません。私たちは、生物多様性と 自然環境の保全を継続的にすすめるためにニセアカシアを特定外来生物に指定すること強く要望します。

氏 名	住 所

取り扱い団体			
	集約先	〒001-0901	札幌市北区新琴似 1-2-3-24
			問合せ ☎ 011-765-6404
			担当 中村 智子